

平成 27 年 11 月 25 日

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集の開始について

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集を開始しました。

第 187 回国会において、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）への課徴金制度導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 118 号）が平成 26 年 11 月 19 日に成立し、同月 27 日に公布されました（同法は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。）。

同法の施行に伴い、課徴金対象行為に該当する事実の報告方法及び返金措置に関する計画の認定申請に係る手続の詳細を定める等、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）（以下「本規則案」といいます。）を制定する必要があります。

また、不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）（以下「本考え方案」といいます。）において、課徴金額の算定の基礎となる「売上額」、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か等についての考え方を示すことを予定しています。

本日、消費者庁は、本規則案及び本考え方案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は平成 27 年 12 月 24 日（木））。

本規則案、本考え方案及び意見の提出先等の詳細は、別添の「意見募集要領」を御覧ください。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：朝夷、小林、安齋、村松

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2060、2116、2106、2131）

「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）」に関する意見募集について

平成27年11月25日
消費者庁 表示対策課

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」（以下「本規則案」といいます。）を別紙1、「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）」（以下「本考え方」といいます。）を別紙2のとおり作成しました。

つきましては、本規則案及び本考え方について、下記のとおり広く一般の御意見を募集いたします。

記

1 資料の入手方法

- (1) 電子政府の窓口（e-Gov）
- (2) 窓口での配布

消費者庁表示対策課

（東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階）

2 意見募集期間

平成27年11月25日（水）から12月24日（木）まで（必着）

3 意見の提出方法

意見提出用紙（様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

- (1) 電子メールの場合

メールアドレス：i.hyojitaishaku@caa.go.jp

- (2) FAXの場合

FAX番号：03-3507-9279

消費者庁表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

- (3) 郵送の場合

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階

消費者庁表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

4 注意事項

- ・ 電子メールで御提出の際、件名は、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）等に係る意見」としてください。
- ・ 電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。
- ・ 寄せられた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ 御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

(様式)

消費者庁 表示対策課 課徴金制度施行準備担当 宛て

件名：不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）及び不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的な要件）に関する考え方（案）に係る意見

氏名	(フリガナ)
住所	〒
所属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見	

※ 本紙に書ききれない場合は別紙に記載してください。

○内閣府令第 号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三条第一項、第六条第一項、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第三項、第四項、第五項第三号及び第六項、第十一条第一項及び第二項、第二十一条、第三十一条第一項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不当景品類及び不当表示防止法施行規則

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）及び不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（公聴会の公告）

第二条 消費者庁長官は、法第三条第一項及び第六条第一項の規定による公聴会を開こうとするときは、その期日の十四日前までに、公聴会の期日及び場所、案件の内容並びに意見申出要領を官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公告しなければならない。

(公述人の選定)

第三条 公聴会において意見を述べることができる者は、前条の規定により意見を申し出た者のうちから消費者庁長官が選定し、本人にその旨を通知する。

2 消費者庁長官は、前項の選定をする場合において、当該案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないようにこれをしなければならない。

(公述の依頼)

第四条 消費者庁長官は、必要があると認めるときは、学識経験者又は関係行政機関の職員に公聴会において意見を述べることができることを求めることができる。

(公聴会の実施)

第五条 公聴会は、消費者庁長官が指定する消費者庁の職員に主宰させることができる。

2 前項の規定により公聴会を主宰した職員は、次条各号に掲げる事項を記載した報告書を作成し、消費者庁長官に提出するものとする。

(公聴会の記録)

第六条 消費者庁長官は、公聴会について、次に掲げる事項を記載した記録を作成するものとする。

一 案件の内容

二 公聴会の期日及び場所

三 公聴会において意見を述べた者の氏名、住所及び職業（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びにその意見の要旨

四 その他必要な事項

(法第七条第二項等の規定による資料の提出要求の手續)

第七条 消費者庁長官は、法第七条第二項又は法第八条第三項の規定に基づき資料の提出を求める場合は、次に掲げる事項を記載した文書を交付して、これを行うものとする。

一 事業者の氏名又は名称

二 資料の提出を求める表示

三 資料を提出すべき期限及び場所

2 法第七条第二項及び法第八条第三項に規定する期間は、前項の文書を交付した日から十五日を経過する日までの期間とする。ただし、事業者が当該期間内に資料を提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置)

第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が同条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

(課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法)

第九条 法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。

一 直接持参する方法

二 書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第三項において

「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であつて当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三 ファクシミリ装置を用いて送信する方法

2 前項の報告書（第三号に規定する方法により提出するものを除く。）には、課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を添付するものとする。

3 第一項第二号に掲げる方法により同項に規定する報告書が提出された場合において、当該報告書を日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含み、郵便の業務を行うものに限る。）に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物（以下この項において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便

物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その表示がないとき又はその表示が明瞭でないときはその郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日の午後十二時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

4 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書が提出された場合は、消費者庁長官が受信した時に、当該報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第三号の方法により同項に規定する報告書の提出を行った者は、直ちに、当該報告書の原本及び第二項に規定する資料を消費者庁長官に提出しなければならない。

(実施予定返金措置計画の認定の申請の方法)

第十条 法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す書類

二 実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する書類

三 その他法第十条第一項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

(法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項等)

第十一条 法第十条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置（次項において「認定申請前の返金措置」という。）の対象となった者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）

三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があったこと。

四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請

者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額

五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日

六 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法

七 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法

八 その他参考となるべき事項

2 前項各号に掲げる事項を前条第一項の申請書に記載する場合には、当該申請書には、認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するものとする。

（法第十条第四項の規定による報告の方法）

第十二条 法第十条第四項の規定による報告をしようとする者（次項第二号及び第四号において「申請後認定前報告者」という。）は、様式第三による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 法第十条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（第八号及び

次項において「申請後認定前の返金措置」という。）の対象となった者の氏名又は名称

二 前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、当該前号に規定する者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）

三 第一号に規定する者からの法第十条第一項に規定する申出があつたこと。

四 第一号に規定する者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（申請後認定前報告者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあつては、令第五条で定める方法により算定した購入額）及び当該購入額に百分の三を乗じて得た額

五 第一号に規定する者に対して金銭を交付した日

六 第一号に規定する者に対して交付した金銭の額及び計算方法

七 第一号に規定する者に対する金銭の交付方法

八 申請後認定前の返金措置に要した資金の額及びその調達方法

九 その他参考となるべき事項

3 第一項の報告書には、申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び当該返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類を添付するものとする。

(法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間)

第十三条 法第十条第五項第三号に規定する内閣府令で定める期間は、法第十五条第一項の規定による通知を受けた者が、第十条第一項の申請書を消費者庁長官に提出した日から四月を経過する日（法第十条第七項において準用する場合にあつては、第十条第一項の申請書に記載された実施予定返金措置計画の実施期間の末日から一月を経過する日）までの期間とする。

(実施予定返金措置計画の変更に係る認定の申請の方法)

第十四条 法第十条第六項の規定により実施予定返金措置計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、様式第四による申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第十条第九項の規定による認定の通知に係る書類の写しその他法第十条第六項の

認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を添付するものとする。

(認定実施予定返金措置計画の実施結果の報告の方法)

第十五条 法第十一条第一項の規定による報告をしようとする者は、様式第五による報告書を消費者庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

一 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画（同条第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び次条において同じ。）に適合して実施されたことを証する資料

二 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

三 法第十条第一項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

(法第十一条第二項に規定する内閣府令で定める金銭の額の計算)

第十六条 法第十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次項に定める場合を

除き、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に係る返金措置が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合）にあっては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。次号及び次項において同じ。）において交付された金銭の額が当該返金措置の対象となつた者の取引に係る商品又は役務の令第四条で定める方法により算定した購入額（法第十一条第一項の規定による報告をした者に係る法第八条第一項に規定する売上額の算定の方法について令第二条第一項の規定を適用する場合にあっては、令第五条で定める方法により算定した購入額。以下「特定購入額」という。）に相当する額を上回るとき 当該特定購入額に相当する額

二 認定事業者が実施した認定実施予定返金措置計画に係る返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額以下であるとき 当該返金措置において交付された金銭の額

2 法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち二以上の特定事業承継子会社等が法第十一条第一項の規定により認定実施予定返金措置計画に係る返金措置（以

下この項において「二以上子会社等実施返金措置」という。）の結果を報告し、消費者庁長官が同条第二項の規定により当該二以上子会社等実施返金措置が当該二以上の特定事業承継子会社等に係る認定実施予定返金措置計画にそれぞれ適合して実施されたと認めるときは、当該二以上の特定事業承継子会社等について同項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該二以上子会社等実施返金措置の対象となった者が同一である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置（令第十三条の規定により当該特定事業承継子会社等が行ったとみなされる返金措置を除く。）において交付された金銭の額の合計額に同条の規定により当該特定事業承継子会社等が行ったとみなされる返金措置がない場合にあつては零）を加えた額（ロにおいて「特定交付額」という。）が特定購入額に相当する額を上回るとき 当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき 特定交付額に相当する額

二 前号に該当しない場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額

イ 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額が特定購入額に相当する額を上回る
とき 当該特定購入額に相当する額

ロ イに該当しないとき 当該二以上子会社等実施返金措置において交付された金銭の額

(法第十二条第四項の場合において特定事業承継子会社等が二以上あるときの課徴金の額の減額等の特例)

第十七条 法第十二条第四項の場合において、特定事業承継子会社等が二以上あるときであつて、そのうち

一 以上の特定事業承継子会社等について法第十一条第二項の規定により課徴金の額から前条の規定により計算した額を減額するときは、当該一以上の特定事業承継子会社等を除く特定事業承継子会社等（次項において「特例特定事業承継子会社等」という。）に係る法第八条第一項及び第九条の規定により計算した課徴金の額から前条の規定により計算した額を減額するものとする。この場合において、当該減額後の額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

2 消費者庁長官は、前項の規定により計算した特例特定事業承継子会社等に係る課徴金の額が一万円未満

となったときは、法第八条第一項の規定にかかわらず、特例特定事業承継子会社等に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、消費者庁長官は、速やかに、当該特例特定事業承継子会社等に対し、文書をもってその旨を通知するものとする。

(課徴金の納付の督促)

第十八条 法第十八条第一項の督促状は、課徴金の納付の督促を受ける者に送達しなければならない。

(課徴金及び延滞金を納付すべき場合の充当の順序)

第十九条 法第十八条第二項の規定により延滞金を併せて徴収する場合において、事業者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。

(課徴金納付命令の執行の命令の方式等)

第二十条 法第十九条第一項の規定による課徴金納付命令の執行の命令は、文書をもって行わなければならない。

2 前項の命令書の謄本は、課徴金納付命令の執行を受ける者に送達しなければならない。

(身分を示す証明書)

第二十一条 法第二十九条第二項の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

(協定又は規約の認定の申請)

第二十二条 法第三十一条第一項の規定により協定又は規約の認定を受けようとするものは、様式第七による協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通を、公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに提出しなければならない。

(協定又は規約に関する処分の告示)

第二十三条 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 認定があつた旨
- 二 当該協定又は規約に係る事業の種類
- 三 当該協定又は規約の内容
- 四 認定の理由

2 法第三十一条第四項の規定による協定又は規約の認定の取消しの告示は、次に掲げる事項を官報に掲載してするものとする。

- 一 取消しがあつた旨
- 二 当該協定又は規約に係る事業の種類
- 三 取消しの理由

(通知を受けるべき者の届出)

第二十四条 協定又は規約の認定を受けたものは、当該認定に係る事項について通知を受けるべき者の住所及び氏名を公正取引委員会又は消費者庁長官のいずれかに届け出なければならない。

(公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する書類の作成)

第二十五条 この府令の規定により公正取引委員会又は消費者庁長官に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十八号）の施行の日（平成二十八年●月●日）から施行する。

（不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令等の廃止）

2 次に掲げる府令は、廃止する。

一 不当景品類及び不当表示防止法第五条第一項の規定による公聴会に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第二号）

二 不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令（昭和三十七年公正取引委員会規則第四号）

三 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の規定による資料の提出要求の手續に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十一号）

四 不当景品類及び不当表示防止法第九条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十三号）

（経過措置）

3 この府令の施行前に不当景品類及び不当表示防止法第十一条の規定による協定又は規約の認定の申請等に関する内閣府令第一条の規定により提出された協定又は規約認定申請書正本及び副本各一通並びに当該協定又は規約の写し二通は、第二十二條の規定により提出されたものとみなす。

様式第一（第9条関係）

課徴金対象行為に該当する事実の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条の規定による報告を下記のとおり行います。

記

1 報告する課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務	
(2) 当該課徴金対象行為に係る表示	ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容
	イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際
(3) 当該課徴金対象行為をした期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 その他参考となるべき事項

3 添付資料

表のとおり。

番号	添付資料の標目	資料の内容の説明	備考

以上

(記載要領)

1 課徴金対象行為に該当する事実の概要

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務

当該課徴金対象行為に係る商品又は役務が分かるように1 (1) の欄に具体的に記載する。

(2) 当該課徴金対象行為に係る表示

ア 当該課徴金対象行為に係る表示の内容

当該課徴金対象行為に係る表示の内容の記載に当たっては、当該課徴金対象行為の内容が明らかになるように、1 (2) アの欄に具体的に記載する。

当該表示が複数ある場合、それぞれを記載する。

イ 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の実際

上記アの表示に対応する課徴金対象行為に係る商品若しくは役務の実際の内容若しくは取引条件、又は同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者の商品若しくは役務の内容若しくは取引条件の実際を、1 (2) イの欄に具体的に記載する。

(3) 当該課徴金対象行為をした期間

当該課徴金対象行為を始めた日及びやめた日を1 (3) の欄に記載する。

当該課徴金対象行為を始めた日が明確でない場合は、当該課徴金対象行為を行っていたことが確実な日であって、最も古い日を記載し、「遅くとも」と付記する。

当該課徴金対象行為に係る表示が複数ある場合における当該課徴金対象行為を始めた日については、そのうち最も古い日を記載する。

2 その他参考となるべき事項

例えば、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容（特性等）、売上額、商流等、参考となるべき事項を記載する。

3 添付資料

(1) 当該課徴金対象行為に係る商品又は役務に関する資料や当該課徴金対象行為に係る表示に関する資料等、当該課徴金対象行為に該当する事実の内容を示す資料を表に記載し、提出する。

日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

例えば、当該表示に関する資料としては、①当該表示が商品、容器又は包装による広告その他の表示である場合は当該商品、容器又は包装等、②その他の場合は当該課徴金対象行為に係る表示を内容とするチラシ、パンフレット、ポスター、新聞紙、雑誌等の写し（テレビ放送による表示であるときは映像を録画し音声を録音したもの、ウェブサイトにおける表示であるときはウェブサイトのページを印刷等したもの）等が考えられる。

(2) 前記1及び2に記載した事項のうちいずれかの事項の内容を示す資料であるかが分かるように、例えば、前記1 (3)に記載した事項の裏付けとなる資料には「1 - (3)」という番号を「備考」に記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書をファクシミリ装置を用いて送信する場合は、誤送信することのないようにする。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第二（第 10 条関係）

実施予定返金措置計画の認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 実施予定返金措置の内容及び実施期間
- 2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項
- 3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
表 1 のとおり。

（表 1）

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

（単位：円）

- 4 その他

5 添付書類

表2のとおり。

(表2)

番号	添付書類の標目	書類の内容の説明	備考

以上

(別紙)

認定申請前の返金措置に関する事項

(注)

実施予定返金措置計画の認定の申請前に既に実施した返金措置（本申請書において「認定申請前の返金措置」という。）がある場合に記載する。

1 認定申請前の返金措置に関する事項

表1のとおり。

(表1)

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 添付資料

表2のとおり。

(表2)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(記載要領)

1 実施予定返金措置の内容及び実施期間

(1) 実施予定返金措置の内容

実施予定返金措置の内容を具体的に記載する。

その際、以下のアからエまでの事項が明らかになるよう留意する。

ア 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の「一般消費者」

「一般消費者」（「課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているもの」）は、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」及び「課徴金対象期間」を明らかにしつつ記載する。

なお、本申請書の提出時点において想定している、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第 3 条に規定する「当該事実を証する資料」については、「4 その他」に参考事項として記載する（後記 4（1）を参照）。

イ アの「一般消費者」からの申出があつた場合に金銭を交付すること

ウ 交付する金銭の額の計算方法

交付する金銭の額の計算方法が、実施予定返金措置の対象となる者の取引に係る商品又は役務の令第 4 条で定める方法により算定した購入額（申請者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、令第 5 条で定める方法で算定した購入額）に 100 分の 3 を乗じて得た額以上の金銭の額を計算する方法であることが分かるように記載する。

エ 金銭の交付方法

(2) 実施期間

本申請書の提出日から 4 か月を経過する日までの期間の範囲内で、実施予定返金措置の開始日及び終了日を記載する。

2 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項

実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法、周知を予定している時期（既に周知済みの場合は当該周知の時期）、周知期間及び周知内容を具体的に記載する。

3 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

表 1 に、必要な資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、「自己資金」には自ら保有する資金から出捐する金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による出資等の調達額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。本申請書の提出日後に実施

予定返金措置の実施に必要な資金の額を調達する予定である場合、「備考」に調達予定時期を記載する。

4 その他

(1) 参考事項として、本申請書の提出時点で想定している令第3条に規定する「当該事実を証する資料」の標目を記載する（例えば、令第3条に規定する領収書や契約書を想定している場合は、それらを記載する。）。当該資料が複数ある場合は、全ての資料の標目を記載する。

特定の資料を組み合わせることにより初めて当該事実を証する資料に該当すると考える場合は、当該特定の資料の組合せが分かるように記載する（例えば、資料A、資料B及び資料Cのうち当該事実を証する資料に該当する組合せが資料A及び資料B、資料A及び資料Cであると考えられる場合、当該組合せを明記する。）。

(2) また、参考事項として、実施予定返金措置の対象となる者に依頼する申出の方法を記載する。当該申出の方法が複数ある場合は、全ての方法を記載する。

(3) 認定申請前の返金措置がある場合は、「別紙のとおり認定申請前の返金措置を実施した。」旨を記載し、当該認定申請前の返金措置に関する事項を別紙に記載する。別紙の記載要領は6のとおり。

5 添付書類

(1) ①実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す書類、②実施予定返金措置の実施に必要な資金の調達方法を証する書類及び③その他実施予定返金措置計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(2) 当該書類を添付するに当たっては、表2に、当該書類の内容を記載する。

その際、添付する書類が、(1) ①から③までのいずれに関する書類であるのかを「備考」に記載する。

(3) 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）の添付資料については6（2）のとおり。

6 別紙（認定申請前の返金措置がある場合）

(1) 認定申請前の返金措置に関する事項

別紙の表1に、認定申請前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下のアからコまでに留意する。

ア 認定申請前の返金措置に関する事項を当該認定申請前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。

イ 「氏名・名称」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。

ウ 「取引日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該認定申請前の返金措置の対象と

なった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

エ 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。

オ 「購入額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額)を記載する。

カ 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。

キ 「交付日」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。

ク 「交付金額」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。

ケ 「計算方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。

コ 「交付方法」には、当該認定申請前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

(2) 添付資料

認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を本申請書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

当該認定申請前の返金措置を実施したことを証する資料を添付するに当たっては、別紙の表2に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、別紙の表1記載の認定申請前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを1つの行に記載する。)

イ 「添付資料の標目」には、別紙の表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該認定申請前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて別紙の表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する(例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを1つの行に

記載する。)

ウ 「証する事実」には、別紙の表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 実施予定返金措置計画は、法第15条第1項の規定による通知に記載された弁明書の提出期限までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第三（第 12 条関係）

申請後認定前の返金措置に関する事項の報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、年 月 日における実施予定返金措置計画の認定の申請後これに対する処分を受けるまでの間に実施した返金措置（本報告書において「申請後認定前の返金措置」という。）に関する事項を報告します。

記

1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表 1 のとおり。

（表 1）

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表 2 のとおり。

(表2)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

3 添付資料

(1) 申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

表3のとおり。

(表3)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類

表4のとおり。

(表4)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

1 申請後認定前の返金措置に関する事項

表1に、申請後認定前の返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の(1)から(10)までに留意する。

- (1) 申請後認定前の返金措置に関する事項を当該申請後認定前の返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日(申請後認定前報告者に係る不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号。以下「令」という。)第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日)を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引日が確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「購入額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第4条で定める方法により算定した購入額(申請後認定前報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、令第5条で定める方法により算定した購入額)を記載する。
- (6) 「最低額」には、当該購入額に100分の3を乗じて得た額(小数点以下切上げ)を記載する。
- (7) 「交付日」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (8) 「交付金額」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (9) 「計算方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (10) 「交付方法」には、当該申請後認定前の返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

2 申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法

表2に、申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表2の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

3 添付資料

①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料及び②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類を、本報告書に添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①申請後認定前の返金措置を実施したことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表3に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の申請後認定前の返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該申請後認定前の返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを一つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②申請後認定前の返金措置の実施に要した資金の調達方法を証する書類

上記②の書類を添付するに当たっては、表4に、当該書類の証する事実等を記載する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、申請後認定前の返金措置を実施したときは、遅滞なく、消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第四（第 14 条関係）

認定実施予定返金措置計画の変更認定申請書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

年 月 日付けで認定を受けた実施予定返金措置計画について、下記のとおり変更したいので、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第 6 項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

変更前	変更後

3 変更理由

4 添付書類

以上

(記載要領)

1 変更事項

認定実施予定返金措置計画のうち変更をする事項を記載する。

2 変更事項の内容

変更前と変更後を対比して記載する。その際、変更した部分については下線を引く。

3 変更理由

認定実施予定返金措置計画の変更が必要となった理由を具体的に記載する。

4 添付書類

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 10 条第 9 項の規定による認定の通知に係る書類の写しその他変更の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を添付する。

日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本申請書には頁番号を記載する。
- 4 本申請書は、認定実施予定返金措置計画に記載された実施期間の終了日までに消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。

様式第五（第 15 条関係）

認定実施予定返金措置計画の実施結果報告書

年 月 日

消費者庁長官 殿

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」といいます。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、年 月 日に認定された実施予定返金措置計画について下記のとおり実施したので報告します。

記

1 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表 1 のとおり。

（表 1）

番号	氏名・名称	取引日	申出	購入額	最低額	交付日	交付金額	計算方法	交付方法

2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

（1）個別の通知

表 2 のとおり。

(表2)

番号	氏名・名称等	取引日	通知日	周知事項	備考

(2) 個別の通知以外の方法による周知

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法
表3のとおり。

(表3)

	自己資金	資金の借入れ	その他	合計
金額				
調達先名称	—			—
備考				—

(単位：円)

4 添付資料

(1) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料
表4のとおり。

(表4)

番号	添付資料の標目	証する事実	備考

(2) 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

ア 個別の通知

表5-1のとおり。

(表5-1)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

イ 個別の通知以外の方法による周知

表5-2のとおり。

(表5-2)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

(3) 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

表6のとおり。

(表6)

番号	添付書類の標目	証する事実	備考

以上

(記載要領)

1 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項

表 1 に、法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項を記載する。

その際、以下の (1) から (10) までに留意する。

- (1) 法第 10 条第 1 項の認定後に実施された返金措置に関する事項を当該返金措置の対象となった者ごとに記載する。
- (2) 「氏名・名称」には、当該返金措置の対象となった者の氏名又は名称を記載する。
- (3) 「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けた日（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定による報告をしようとする者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「令」という。）第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。
- (4) 「申出」には、「氏名・名称」で記載した者からの金銭交付の申出があったことが分かるように「有」と記載する。
- (5) 「購入額」には、当該返金措置の対象となった者の取引に係る商品又は役務の令第 4 条で定める方法により算定した購入額（認定後報告者に係る法第 8 条第 1 項に規定する売上額の算定の方法について令第 2 条第 1 項の規定を適用する場合にあっては、令第 5 条で定める方法により算定した購入額）を記載する。
- (6) 「最低額」には、当該購入額に 100 分の 3 を乗じて得た額（小数点以下切上げ）を記載する。
- (7) 「交付日」には、当該返金措置の対象となった者に対して金銭を交付した日を記載する。
- (8) 「交付金額」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額を記載する。
- (9) 「計算方法」には、当該返金措置の対象となった者に対して交付した金銭の額の計算方法を記載する。
- (10) 「交付方法」には、当該返金措置の対象となった者に対する金銭の交付方法を記載する。

2 認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況

(1) 個別の通知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、実施予定返金措置の対象となる者に個別の通知をした場合、表 2 に、当該周知の実施状況を記載する。

その際、以下のアからエまでに留意する。

ア 「氏名・名称等」には、個別の通知をした、実施予定返金措置の対象となる者の氏名又は名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスその他の実施予定返金措置の対象となる者を識別した事項を記載する。

イ 「取引日」には、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役

務の提供を受けた日（認定後報告者に係る法第8条第1項に規定する売上額の算定の方法について令第2条第1項の規定を適用する場合にあっては、当該返金措置の対象となった者が課徴金対象行為に係る商品の購入又は役務の提供に係る契約を締結した日）を記載する。当該取引日が明確でない場合は、課徴金対象期間内であって、当該取引をしたことが確実な時期を記載する。

ウ 「通知日」には、実施予定返金措置の対象となった者に通知した日を記載する。

エ 「周知事項」には、個別の通知によって周知した事項を記載する。

(2) 個別の通知以外の方法による周知

認定実施予定返金措置計画に記載した周知の方法として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又は事業者のウェブサイトへ掲載する方法その他個別の通知以外の方法による周知をした場合は、2(2)に、その周知の方法、周知時期、周知期間及び周知事項を具体的に記載する。

3 法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法

表3に、法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の額及びその調達方法を記載する。

その際、表3の「自己資金」には自ら保有する資金から出捐した金額を、「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れにより調達した額を、「その他」には出資等「自己資金」及び「資金の借入れ」以外の調達方法による調達した額を、調達先の名称及び金額内訳を示しつつ記載する。

4 添付資料

①法第10条第1項の認定後に実施された返金措置を実施されたことを証する資料、②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類、③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類を添付する。日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は関係部分の抄訳を添付する。

(1) ①法第10条第1項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたことを証する資料

上記①の資料を添付するに当たっては、表4に、当該資料が証する事実等を記載する。

その際、以下のアからウまでに留意する。

ア 「番号」には、表1記載の認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の対象となった者に対応する番号を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、添付資料ごとに枝番号を用いて別の行に記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、当該資料は枝番号を用いず一つの行に記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、資料A及び資料Bを1つの行に記載する。）。

イ 「添付資料の標目」には、表1記載の事項を証する資料の標目を記載する。

当該返金措置の対象となった特定の者につき複数の添付資料がある場合には、記載した枝番号ごとに1つの添付資料の標目を記載する。ただし、特定の資料を組み合わせることにより、初めて表1記載の事項のうち特定の事実を証する資料となると考える場合は、1つの枝番号に対応する行に当該複数の資料を記載する（例えば、資料A及び資料Bを組み合わせることによって「取引日」が明らかとなると考える場合は、当該資料A及び資料Bを1つの行に記載する。）。

ウ 「証する事実」には、表1記載の事項のうち、どの事実を証するのかが明らかになるよう、その項目を記載する。

(2) ②認定実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する実施状況を証する書類

上記②の書類として、実施予定返金措置の対象となる者に対し、個別の通知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表2記載の当該実施予定返金措置の対象となる者に対応する番号順に当該書類を整理した上で添付する。また、表5-1に、当該書類が証する事実等を記載する。

個別の通知以外の方法による周知をしたことを証する書類を添付するに当たっては、表5-2に、当該書類が証する事実等を記載する。

(3) ③法第10条第1項の認定後に実施された返金措置に要した資金の調達方法を証する書類

上記③の書類を添付するに当たっては、表6に、当該書類の証する事実等を記載する。

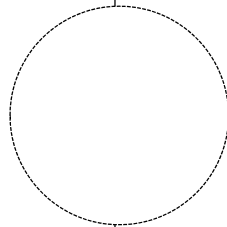
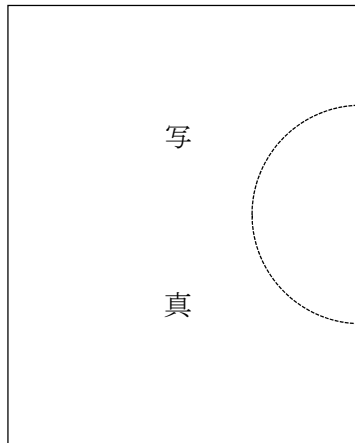
(その他一般的な注意事項)

- 1 代理人により本報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印する。この場合においては、併せて委任状を添付する。
- 2 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載する。
- 3 本報告書には頁番号を記載する。
- 4 本報告書は、認定実施予定返金措置計画（法第10条第6項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された実施期間の経過後1週間以内（当該実施期間の経過後1週間の最後の日が行政機関の休日に当たる場合にあっては、当該休日の翌日まで）に消費者庁長官に提出する。
- 5 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

様式第六（第 21 条関係）
（第 1 葉）

第 号
年 月 日発行

不当景品類及び不当表示防止法第 29 条第 1 項の
規定による立入検査をする職員の身分証明書



所 属
官 職
氏 名

年 月 日生

発行者名㊞

(第2葉)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があることその他の政令で定める事情があるため、事業者に対し、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は第28条第1項の規定による勧告を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により委任された権限（第29条第1項の規定による権限に限る。）を当該事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任することができる。

第37条 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(公正取引委員会への権限の委任)

第18条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第29条第1項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

(事業所管大臣等への権限の委任)

第20条 消費者庁長官は、法第33条第3項の規定により、法第29条第1項の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び期間を定めて、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官に委任するものとする。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、横 70mm、縦 110mm とすること。
 - 2 発行者は、内閣総理大臣（内閣総理大臣が所管する事業のうち国家公安委員会の所掌に属するものについて、国家公安委員会が警察庁の職員に立入検査を行わせる場合にあっては、国家公安委員会）、公正取引委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、消費者庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、税関長、国税局長、沖縄国税事務所長、税務署長、文部科学大臣、厚生労働大臣、地方厚生局長、四国厚生支局長、都道府県労働局長、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長、経済産業大臣、経済産業局長、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、地方航空局長、環境大臣又は地方環境事務所長とする。

様式第七（第 22 条関係）

不当景品類及び不当表示防止法第 31 条第 1 項の規定による
協定又は規約認定申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿
消費者庁長官 殿

氏名又は名称及び代表者名 印
住所 （電話番号）
氏名又は名称及び代表者名 印
住所 （電話番号）
上記のもの代表者
氏名又は名称及び代表者名 印
住所 （電話番号）

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定により別添の協定又は規約の認定を申請します。

記

- 1 当該協定又は規約を締結
変更（設定）する理由
- 2 当該協定又は規約が法第 31 条第 2 項の各号の要件に適合するものであることの説明

以上

注 1 変更認定の申請をしようとする場合であって、その住所（電話番号）に変更がないときは、その記載を省略することができる。

2 変更認定の申請をしようとする場合であって、変更の内容が次のいずれかに該当するときは、その旨を記載することにより、上記 2 に規定する当該協定又は規約が法第 31 条第 2 項の各号の要件に適合するものであることの説明の記載を省略することができる。

（1）法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

（2）用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

3 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。

**不当景品類及び不当表示防止法第8条
(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案)**

目次

第1	はじめに	1
1	本考え方の目的	1
2	本考え方の構成	1
第2	優良・有利誤認表示	2
1	本法上の「表示」	2
2	優良・有利誤認表示	3
	(1) 本法第5条第1号及び第2号の規定	3
	(2) 優良・有利誤認表示の意義等	3
第3	課徴金対象行為	4
第4	課徴金額の算定方法	4
1	「課徴金対象期間」	5
	(1) 本法第8条第2項の規定	5
	(2) 「課徴金対象行為をした期間」	6
	(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」	6
	(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置	7
	(5) 想定例	8
2	「課徴金対象行為に係る商品又は役務」	10
3	「政令で定める方法で算定した売上額」(算定方法)	12
	(1) 「売上額」	12
	(2) 「売上額」の算定方法(「政令で定める方法」)	13
第5	「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か	16
1	「相当の注意を怠つた者でないと認められる」	17
2	「課徴金対象行為をした期間を通じて」	17
3	想定例	18
第6	規模基準	21
第7	課徴金納付命令に関する不実証広告規制	22

**不当景品類及び不当表示防止法第8条
(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方(案)**

平成〇年〇月〇日
消 費 者 庁

第1 はじめに

1 本考え方の目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「本法」という。)への課徴金制度の導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(平成26年法律第118号。以下「本改正法」といい、本法の引用に際しては本改正法施行後の条文を引用する。)が平成26年11月19日に成立し(同月27日公布)、平成28年〇月〇日から施行される。

本改正法の施行に伴い、事業者が、不当な表示を禁止する本法「第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。〔略〕)」(以下「課徴金対象行為」という。)を施行日以後にしたときは、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならないこととなる(本法第8条第1項本文。以下同項本文の規定による命令を「課徴金納付命令」という。)

そこで、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保するため、本法に基づく課徴金納付命令の基本的要件に関する考え方を示すこととする。

2 本考え方の構成

本考え方は、前記1の目的を踏まえ、まず、第2において、課徴金対象行為を基礎付ける不当な表示すなわち本法第5条第1号に該当する表示(以下「優良誤認表示」という。)及び同条第2号に該当する表示(以下「有利誤認表示」といい、優良誤認表示及び有利誤認表示を総称する場合は「優良・有利誤認表示」という。)の考え方を示す。

その上で、第3以下において、課徴金納付命令の基本的要件の意義や考え方について説明するものである。具体的には、第3において課徴金対象行為、第4において課徴金額の算定方法、第5において「相当の注意を怠った者でないと認められる」か否か、第6において規模基準、第7において課徴金納付命令に関する不実証広告規制の考え方を示す。

なお、本考え方においては必要に応じて「想定例」を掲げているが、これら「想定例」は、本法の課徴金制度の運用の透明性及び事業者の予見可

能性を確保するため、仮定の行為を例示したものである。具体的な行為が課徴金納付命令に関する各要件を満たすか否かは、本法の規定に照らして個別事案ごとに判断されることに留意する必要がある。

第2 優良・有利誤認表示

本改正法は、優良・有利誤認表示に関する従来の規定を変更したのではないが、本改正法の施行に伴い、事業者が優良・有利誤認表示をする行為をしたとき、消費者庁長官は、その他の要件を満たす限り、その行為をした事業者に対し、課徴金の納付を命じなければならなくなることを踏まえ、本法上の「表示」（本法第2条第4項）を後記1にて確認した上で、優良・有利誤認表示について、後記2に概要を記載する。

1 本法上の「表示」

本法上の「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示」（本法第2条第4項）であり、具体的には、次に掲げるものをいう（昭和37年公正取引委員会告示第3号）。

- ① 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- ② 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
- ③ ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告
- ④ 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告
- ⑤ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

このように、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘引するために利用するあらゆる表示が本法の「表示」に該当し、容器や包装上のものだけでなく、パンフレット、説明書面、ポスター、看板、インターネットを始めとして、その範囲は広範に及ぶ。口頭によるものも「表示」に該当する。

2 優良・有利誤認表示

(1) 本法第5条第1号及び第2号の規定

本法第5条は、事業者に対し、「自己の供給する商品又は役務の取引」について、同条第1号から第3号までのいずれかに該当する表示をしてはならない旨を定めているところ、優良・有利誤認表示に関する同条第1号及び同条第2号の規定は次のとおりである。

[本法]

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 (略)

(2) 優良・有利誤認表示の意義等

本法の不当な表示に関する規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による適正な商品又は役務の選択を確保することを目的として行われるものである。このため、特定の表示が「著しく優良であると示す」表示（又は「著しく有利である」と「誤認される」表示）に該当するか否かは、業界の慣行や表示をする事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に、「著しく優良」（又は「著しく有利」）と誤認されるか否かという観点から判断される。また、「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品又は役務の選択に影響を与える場合をいう。

すなわち、優良誤認表示（又は有利誤認表示）とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、特定の「商品又は役務」の内容（又は取引条件）について、実際のもの等よりも著しく優良

であると示す表示（又は著しく有利であると誤認される表示）である。このような表示が行われれば、一般消費者は、商品又は役務の内容（又は取引条件）について誤認することとなる。

なお、「著しく優良であると示す」表示（又は「著しく有利である」と「誤認される」表示）か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文言、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となり、その際、事業者の故意又は過失の有無は問題とされない。

第3 課徴金対象行為

課徴金対象行為とは、優良・有利誤認表示をする行為である（本法第8条第1項）。したがって、例えば、事業者が、本法第31条第1項の規定に基づく協定又は規約（以下「公正競争規約」という。）に沿った表示など、優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合には、課徴金対象行為は成立せず、課徴金の納付を命ずることはない。

[本法]

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 （略）

2・3 （略）

第4 課徴金額の算定方法

課徴金額は、（ア）「課徴金対象期間に取引をした」（イ）「課徴金対象行為に係る商品又は役務」の（ウ）「政令で定める方法により算定した売上額」に、3%を乗じて得た額となる（本法第8条第1項本文）。

そこで、以下では、課徴金額算定の基礎となる「売上額」を算定するに当たり必要な要素である、（ア）「課徴金対象期間」、（イ）「課徴金対

象行為に係る商品又は役務」、(ウ)「政令で定める方法により算定した売上額」について説明する。

[本法]

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 (略)

2・3 (略)

1 「課徴金対象期間」

(1) 本法第8条第2項の規定

本法第8条第2項は、「課徴金対象期間」について、以下の(i)又は(ii)の期間であるとしつつ、当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間であると定めている。

(i) 原則：「課徴金対象行為をした期間」（後記(2)参照）

(ii) 「課徴金対象行為をやめた日」から①6か月を経過する日、又は、②「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置」（以下「一般消費者の誤認のおそれの解消措置」という。）をとった日のいずれか早い日までの間に、当該「課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした」場合：課徴金対象行為をした期間に、当該「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」を加えた期間（後記(3)及び(4)参照）

[本法]

(課徴金納付命令)

第八条 (略)

2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象

行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとったときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡って三年間とする。）をいう。

3 （略）

(2) 「課徴金対象行為をした期間」

「課徴金対象行為をした期間」とは、事業者が課徴金対象行為（優良・有利誤認表示をする行為）を始めた日からやめた日までの期間である。

このうち、課徴金対象行為を「やめた日」に該当する日としては、例えば、事業者が、特定の商品の内容について著しく優良であると示す表示を内容とするウェブサイトを公開し続けた場合の当該公開行為終了日が挙げられる。また、当該行為を終了していない場合であっても、当該事業者が、課徴金対象行為に係る商品の内容を変更することにより、表示内容と一致させたと認められる場合には、当該変更日が課徴金対象行為を「やめた日」に該当する。

(3) 「課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間」

本法第8条第2項は、課徴金額の算定に当たり、課徴金対象行為に係る表示により生じた「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」が存続する期間を、課徴金対象行為をやめた後（一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらない限り）最長6か月とみなし、当該期間のうち「最後に当該取引をした日までの期間」も、課徴金対象期間に含めることとしている。

なお、この「最後に当該取引をした日までの期間」とは、「当該課徴金対象行為をやめた日」から①6か月を経過する日又は②一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間に、最後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした日までの期間である。例えば、事業者が課徴金対象行為をやめた日から一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま9か月間課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引を継続したとしても、課徴金対象行為をやめた日から6か月

を経過する日が課徴金対象期間の終期となる（9か月を経過した日が終期となるのではない。）。

(4) 一般消費者の誤認のおそれの解消措置

一般消費者の誤認のおそれの解消措置とは、事業者が、課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当する表示であることを、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するため相当な方法により一般消費者に周知する措置をいう（不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成20年内閣府令第〇号）第2条）。

課徴金対象行為に係る表示方法、表示内容や行為態様等は個別事案により多様であるため、当該課徴金対象行為に係る表示から生じる「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」を解消するため相当と認められる方法は個別事案によって異なるが、少なくとも、「一般消費者に周知する措置」である必要がある点に留意する必要がある。

[不当景品類及び不当表示防止法施行規則]

（法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置）

第八条 法第八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、課徴金対象行為に係る表示が法第八条第一項ただし書各号のいずれかに該当することを時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法その他の一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消する相当な方法により一般消費者に周知する措置とする。

[本法]

（課徴金納付命令）

第八条 （略）

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 （略）

(5) 想定例

事業者が、課徴金対象行為をやめた日より後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしていない場合は、「課徴金対象期間」は「課徴金対象行為をした期間」と同一期間となる。

他方、事業者が課徴金対象行為をやめた日より後に課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をした場合は、課徴金対象行為をやめた日から6か月を経過する日又は一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとった日のいずれか早い日までの間においていつまで取引をしていたか否かによって、課徴金対象期間が異なることとなる。

以下の想定例では、必要に応じて、それぞれの場合に応じた説明をする。

なお、各想定例における「課徴金対象行為をした期間」は、各事業者が課徴金対象行為を毎日行っていない場合（例えば、週に1回行っていた場合、月に1回行っていた場合）であっても、異なるものではない。

① 商品 a を製造する事業者 A が、小売業者を通じて一般消費者に対して供給する商品 a の取引に際して、商品 a について優良誤認表示を内容とする包装をし、その包装がされた商品 a を、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、毎日小売業者に対し販売して引き渡した場合、事業者 A の課徴金対象行為をした期間は、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までとなる（小売業者の一般消費者に対する販売行為は、事業者 A の行為ではない。なお、当該小売業者が事業者 A とともに当該優良誤認表示の内容の決定に関与していた場合は、当該小売業者が一般消費者に対して商品 a を販売して引き渡す行為について、別途課徴金対象行為の該当性が問題となる。）。

事業者 A は、課徴金対象行為をやめた日の翌日である平成 30 年 10 月 1 日以降は商品 a の取引をしていないため、課徴金対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までとなる。

② 事業者 B が、自ら直接一般消費者に対して販売する商品 b の取引に際して、商品 b について有利誤認表示を内容とするチラシを、自ら平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間配布した場合、事業者 B の課徴金対象行為をした期間は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなる。

事業者 B が、平成 31 年 4 月 1 日以降は商品 b の取引をしなかった場合、課徴金対象期間は平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

までとなる。

- ③ 事業者Cが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品cの取引に際して、商品cについて優良誤認表示を内容とするポスターを平成31年4月1日から同年9月30日までの間自己の店舗内及び店頭に掲示した場合、事業者Cの課徴金対象行為をした期間は、平成31年4月1日から同年9月30日までとなる。

事業者Cが、平成31年10月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品cの取引を継続し、最後に取引をした日が平成31年12月31日であった場合、課徴金対象期間は平成31年4月1日から同年12月31日までとなる。

- ④ 事業者Dが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品dの取引に際して、商品dについて優良誤認表示を内容とするテレビコマーシャルを平成31年10月1日から同月31日までの間テレビ放送局に放送させた場合、事業者Dの課徴金対象行為をした期間は、平成31年10月1日から同月31日までとなる。

事業者Dが、平成31年11月1日以降、一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとらないまま、商品dの取引を継続し、平成32年4月30日に取引をした上で、最後に取引をした日が平成32年8月31日であった場合、課徴金対象期間は、平成31年10月1日から平成32年4月30日（課徴金対象行為をやめてから6か月経過日までの最後の取引日）までとなる。

- ⑤ 事業者Eが、自ら直接一般消費者に対して販売する商品eの取引に際して、商品eについて有利誤認表示を内容とするウェブサイトが平成31年11月1日から平成32年4月30日までの間公開した場合、事業者Eの課徴金対象行為をした期間は、平成31年11月1日から平成32年4月30日までとなる。

事業者Eが平成32年5月1日以降も商品eの取引を継続し（同年7月31日にも取引をしていた。）、最後に取引をした日が平成34年9月30日であったが、平成32年7月31日に一般消費者の誤認のおそれの解消措置をとっていた場合、課徴金対象期間は、平成31年11月1日から平成32年7月31日までとなる。

2 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」

課徴金対象行為は優良・有利誤認表示をする行為であるから、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、優良・有利誤認表示をする行為の対象となった商品又は役務である。その「商品又は役務」は、課徴金対象行為に係る表示内容や当該行為態様に応じて個別事案ごとに異なるものであるから、全ての場合を想定して論じることはできないが、以下、「課徴金対象行為に係る商品又は役務」に関する考え方の例を記載することとする。

- (1) 全国（又は特定地域）において供給する商品又は役務であっても、具体的な表示の内容や実際に優良・有利誤認表示をした地域といった事情から、一部の地域や店舗において供給した当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となることがある。

<想定例>

① 事業者Aが、自ら全国において運営する複数の店舗においてうなぎ加工食品 a を一般消費者に販売しているところ、平成 30 年 4 月 1 日から同年 11 月 31 日までの間、北海道内で配布した「北海道版」と明記したチラシにおいて、当該うなぎ加工食品について「国産うなぎ」等と記載することにより、あたかも、当該うなぎ加工食品に国産うなぎを使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、外国産のうなぎを使用していた事案
事業者Aの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Aが北海道内の店舗において販売する当該うなぎ加工食品となる。

② 事業者Bが、自ら東京都内で運営する 10 店舗において振り袖 b を一般消費者に販売しているところ、平成 30 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間、東京都内で配布したチラシにおいて、当該振り袖について「〇〇店、××店、△△店限定セール実施！通常価格 50 万円がセール価格 20 万円！」（〇〇店、××店、△△店は東京都内にある店舗）等と記載することにより、あたかも、実売価格が「通常価格」と記載した価格に比して安いかのように表示をしていたものの、実際には、「通常価格」と記載した価格は、事業者Bが任意に設定した架空の価格であって、〇〇店、××店、△△店において販売された実績のないものであった事案
事業者Bの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Bが東京都内の〇〇店、××店、△△店において販売する当該振り袖となる。

- (2) 事業者が、自己の供給する商品又は役務を構成する一部分の内容や取引条件について問題となる表示をした場合において、(当該商品又は役務の一部分が別の商品又は役務として独立の選択〔取引〕対象となるか否かにかかわらず) その問題となる表示が、商品又は役務の一部分ではなく商品又は役務そのものの選択に影響を与えるときには、(当該商品又は役務の一部分でなく) 当該商品又は役務が「課徴金対象行為に係る商品又は役務」となる。

<想定例>

① 事業者Cが、自ら運営するレストラン1店舗においてコース料理cを一般消費者に提供するに当たり、平成31年1月10日から同年12月28日までの間、当該料理について、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該コース料理中のステーキに松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該コース料理の選択に影響を与えることとなるから、事業者Cの課徴金対象行為に係る役務(料理)は、「松阪牛ステーキを堪能できるコース料理」と示して提供した当該コース料理となる。

② 事業者Dが、自ら運営する旅館1軒において宿泊役務dを一般消費者に提供するに当たり、平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間、当該宿泊役務について、「一番人気!肉食系集合!!松阪牛ステーキ宿泊プラン」等との記載があるウェブサイトを開示することにより、あたかも、当該宿泊役務の利用者に提供する料理に松阪牛を使用しているかのように示す表示をしていたものの、実際には、同期間を通じ、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

当該ウェブサイトでの表示は、一般消費者による当該宿泊役務の選択に影響を与えることとなるから、事業者Dの課徴金対象行為に係る役務は、「松阪牛ステーキ」と示して提供した料理を含む当該宿泊役務となる。

- (3) 「課徴金対象行為に係る商品又は役務」は、具体的に「著しく優良」

と示された（「著しく有利」と誤認される）商品又は役務に限られる。

<想定例>

① 事業者Eが、自ら運営するレストラン1店舗において料理 e を一般消費者に提供するに当たり、平成30年7月1日から平成31年12月31日までの間、同店舗内に設置したメニューにおいて、当該料理について、「松阪牛すき焼き」等と記載することにより、あたかも、記載された料理に松阪牛を使用しているかのように表示をしていたものの、実際には、平成30年7月14日から平成31年12月31日までの間、松阪牛ではない国産の牛肉を使用していた事案

事業者Eの課徴金対象行為に係る役務（料理）は、事業者Eが松阪牛を使用していないにもかかわらず松阪牛すき焼きと示して提供した当該すき焼き料理となる（事業者Eが平成30年7月1日から同月13日までの間に実際に松阪牛を使用して提供したすきやき料理は課徴金対象行為に係る役務（料理）とならない。）。

② 事業者Fが、自ら全国において運営する複数の店舗においてスーツを一般消費者に販売するに当たり、平成30年3月1日から同年6月30日までの間、テレビコマーシャルにおいて、当該スーツについて、「スーツ全品半額」等との文字を使用した映像、「スーツ全品半額」等との音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、事業者Fが全店舗において販売するスーツの全てが表示価格の半額で販売されているかのように表示をしていたものの、実際には、表示価格2万円未満のスーツは半額対象外であった事案

事業者Fの課徴金対象行為に係る商品は、事業者Fが全店舗において販売するスーツ商品のうち、半額対象外であるにもかかわらず半額と示した表示価格2万円未満のスーツとなる（実際に半額対象であった表示価格2万円以上のスーツは課徴金対象行為に係る商品とならない。）。

3 「政令で定める方法で算定した売上額」（算定方法）

(1) 「売上額」

課徴金額算定の基礎となる、課徴金対象行為に係る商品又は役務の「売上額」は、事業者の事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の数値（消費税相当額も含む。）を意味する。

また、この「売上額」は、事業者の直接の取引先に対する売上額のことであり、当該「売上額」は、必ずしも事業者の一般消費者に対する直接の売上額のみに限られるものではない。

例えば、自ら特定の商品を製造する事業者が、同商品について優良誤認表示をした場合において、その商品の流通経路として、当該製造事業者が一般消費者に対して直接販売する経路のほか、当該製造事業者が卸売業者や小売業者等を介して一般消費者に販売する経路があるときには、当該製造事業者から一般消費者に対する直接の販売額のみならず、当該卸売業者や小売業者等に対する販売額も、課徴金算定の基礎となる「売上額」に含まれる。

なお、課徴金対象行為に係る商品又は役務のうち、「役務」の「売上額」については、事業者が提供する役務の内容に応じて異なることとなるが、例えば、①住宅建築請負工事や住宅リフォーム工事については工事役務の対価である工事代金、②電気通信役務については通信役務の対価である通信料金、③不動産仲介については仲介役務の対価である仲介手数料、④物品運送については運送役務の対価である運賃、⑤保険については保険の引受けの対価である保険料が、それぞれ「売上額」となる。

(2) 「売上額」の算定方法（「政令で定める方法」）

課徴金額算定の基礎となる「売上額」は、後記アのとおり算定した総売上額から、後記イの控除項目の合計額を控除して算定する（不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成 21 年政令第 218 号。以下「本政令」という。）第 1 条、第 2 条）。

ア 総売上額の算定

(ア) 総売上額は、原則として、課徴金対象期間において引き渡された又は提供された、課徴金対象行為に係る商品又は役務の対価を合計する方法（引渡基準）によって算定する（本政令第 1 条）。

(イ) ただし、課徴金対象行為に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に関する契約を締結する際に定められる場合であって、引渡基準で算定した場合と、当該課徴金対象期間において締結した契約額を合計する方法（契約基準）により算定した額の間に着しい差異を生ずる事情があると認められるときは、契約基準によって算定する（本政令第 2 条）。

契約基準を用いるべき、「課徴金対象行為…に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合

において、課徴金対象期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるとき」（本政令第2条第1項）に該当するか否かについては、実際に両方の方法で額を計算し、その額に著しい差異が生じたか否かによってではなく、そのような著しい差異が生じる蓋然性が典型的又は定性的に認められるか否かによって判断する。

例えば、課徴金対象行為に係る商品が新築戸建分譲住宅であるときのように契約から引渡しまでに長期間を要するような場合には、契約基準を用いることがあると考えられる。

[本政令]

(法第八条第一項の政令で定める売上額の算定の方法)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一～三（略）

第二条 法第八条第一項に規定する課徴金対象行為（以下単に「課徴金対象行為」という。）に係る商品又は役務の対価がその販売又は提供に係る契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、同項に規定する売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた商品の販売又は役務の提供の対価の額を合計する方法とする。

2（略）

イ 総売上額からの控除項目

(ア) 総売上額を引渡基準により算定する場合、総売上額からの控除項目は、以下のとおりとなる。

① 本政令第1条第1号に該当する値引き額

課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部が控除された場合における控除額

② 本政令第1条第2号に該当する返品額

課徴金対象期間に返品された場合における返品商品の対価相当額

③ 本政令第1条第3号に該当する割戻金の額

商品の引渡し又は役務の提供の実績に応じて割戻金を支払うべき旨が書面によって明らかな契約があった場合に、当該契約に基づき課徴金対象期間におけるその実績により算定した割戻金の額

なお、本政令第1条第1号又は第2号は、それぞれ、課徴金対象期間内に商品の量目不足等により対価の額が控除された場合における控除額や同期間内に返品された場合における返品商品の対価相当額を控除することを規定するものであり、課徴金対象期間中に引き渡した又は提供した商品又は役務の値引き又は返品であるか否かは、本政令第1条第1号又は同条第2号の該当性とは関係がない。これに対し、本政令第1条第3号に該当する割戻金の額は、課徴金対象期間中に引き渡した商品又は提供した役務に対応する割戻金の額に限定される。

(イ) 契約基準により「売上額」を算定する場合には、割戻金の額が総売上額からの控除項目となる（本政令第2条第2項）。

なお、引渡基準により算定する場合には総売上額からの控除項目となる不足等による値引きと返品は、契約基準により算定する場合には契約の修正という形で行われ、修正された契約額が総売上額となる。

[本政令]

(法第八条第一項の政令で定める売上額の算定の方法)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、次条に定めるものを除き、法第八条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を控除するものとする。

一 課徴金対象期間において商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不

- 良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合 控除した額
- 二 課徴金対象期間において商品が返品された場合 返品された商品の対価の額
- 三 商品の引渡し又は役務の提供を行う者が引渡し又は提供の実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨が書面によって明らかな契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があった場合 課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合にあっては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

第二条 （略）

- 2 前条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項に規定する方法により売上額を算定する場合に準用する。

第5 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否か

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、当該事業者が、「課徴金対象行為をした期間を通じて」、自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」は、消費者庁長官は、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。

なお、「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、事業者が課徴金対象行為をした場合に判断する必要があるものである。したがって、例えば、事業者が、公正競争規約に沿った表示のように優良・有利誤認表示に該当しない表示をした場合等、課徴金対象行為が成立しないときは、当該事業者について、「相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かを判断するまでもなく、課徴金の納付を命ずることはない。

[本法]

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相

当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

1 「相当の注意を怠つた者でないと認められる」

課徴金対象行為をした事業者が、当該課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」か否かは、当該事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより、個別事案ごとに判断されることとなる（なお、ここでいう正常な商慣習とは、一般消費者の利益の保護の見地から是認されるものをいう。したがって、仮に、例えば自己の供給する商品の内容について一切確認することなく表示をするといった一定の商慣習が現に存在し、それには反していなかったとしても、そのことによって直ちに「知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められる」わけではないことに留意する必要がある。）。

当該判断に当たっては、当該事業者の業態や規模、課徴金対象行為に係る商品又は役務の内容、課徴金対象行為に係る表示内容及び課徴金対象行為の態様等を勘案することとなるが、当該事業者が、必要かつ適切な範囲で、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」（平成26年内閣府告示第276号）に沿うような具体的な措置を講じていた場合には、「相当の注意を怠つた者でない」と認められると考えられる（「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」：http://www.caa.go.jp/representation/pdf/141114premiums_5.pdf）。

2 「課徴金対象行為をした期間を通じて」

消費者庁長官が課徴金の納付を命ずることができないのは、課徴金対象行為をした事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて、自らが行った

表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき」である。このため、事業者が課徴金対象行為をやめた後における当該事業者の認識の有無等は、直接の判断対象ではない。

なお、当該事業者が、当該課徴金対象行為を始めた日から当該課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき、当該事業者が当該「課徴金対象行為をした期間を通じて」当該課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと「認められる」と考えられる。

他方、当該事業者が、当該表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められない。かかる場合の課徴金額算定の基礎は、「課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の（略）売上額」となる（本法第8条第1項本文。自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる）。

3 想定例

課徴金対象行為をした事業者が、課徴金対象行為をした期間を通じて自らが行った表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」か否かは、個別事案ごとに異なるものである。

このため、全ての場合を想定して論じることができないが、以下、課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が本法第8条第1項第1号又は第2号に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められる」と考えられる想定例を記載することとする。

- | |
|--|
| <p>① 製造業者Aが、自ら製造するシャツを、小売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、当該シャツについて、「通気性が従来製品の10倍」等との記載があるウェブサイトを公開することにより、あたかも、当該シャツの通気性が自社の従来製品の10倍であるかのように示す表</p> |
|--|

示をしていたものの、実際には、そのような通気性を有さなかった事案
当該事案において、製造業者Aが、

- ・ 上記表示をする際に、実績がある等信頼できる検査機関に通気性試験を依頼し、通気性が自社の従来製品の10倍であるという試験結果報告を受けて当該報告内容を確認していたところ、
- ・ 当該検査機関による再試験の結果、実際には、上記表示をする際に依頼した試験結果に誤りがあったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

② 小売業者Bが、卸売業者から仕入れた鶏肉を用いて自ら製造したおにぎりを一般消費者に供給するに当たり、当該おにぎりについて、当該おにぎりの包装袋に貼付したシールにおいて、「国産鶏肉使用」等と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示をしていたものの、実際には、当該商品の原材料に外国で肥育された鶏の肉を用いていた事案

当該事案において、小売業者Bが、

- ・ 上記表示をする際に、卸売業者から交付された生産者作成に係る証明書に「国産鶏」と記載されていることを確認していたところ、
- ・ 当該卸売業者から鶏肉の仕入れをしていた別の小売業者の指摘を契機として、実際には、当該証明書の記載は当該生産者による虚偽の記載であったことが明らかになり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

③ 小売業者Cが、卸売業者から仕入れた健康食品を、自ら全国において運営するドラッグストアにおいて一般消費者に販売するに当たり、当該健康食品について、全店舗の店頭ポップにおいて、「アセロラ由来のビタミンC含有の健康食品です。」等と記載することにより、あたかも、当該健康食品に含有されているビタミンCがアセロラ果実から得られたものであるかのように示す表示をしていたものの、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCは化学合成により製造されたものであった事案

当該事案において、小売業者Cが、

- ・ 上記表示をする際に、卸売業者から仕入れた当該健康食品のパッケージに「アセロラ由来のビタミンC含有」との記載があることを確認していたところ、
- ・ 消費者庁から当該健康食品の表示に関する質問を受け、この後に速

やかに当該健康食品の製造業者に問い質したところ、実際には、当該健康食品に含有されているビタミンCはアセロラ果実から得られたものではなく化学合成により製造されたものであったことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

④ 小売業者Dが、製造業者から仕入れた布団を通信販売の方法により一般消費者に販売するに当たり、当該布団について、テレビショッピング番組において、「カシミヤ 80%」との文字を使用した映像及び「ぜいたくにカシミヤを 80%使いました」等の音声をテレビ放送局に放送させることにより、あたかも、当該布団の詰め物の原材料としてカシミヤが80%用いられているかのように示す表示をしていたものの、実際には、当該布団の詰め物の原材料にカシミヤは用いられていなかった事案

当該事案において、小売業者Dが、

- ・ 上記表示をする際に、当該布団を製造した事業者からカシミヤを80%含んでいる旨の混合率に関する検査結果報告を提出させ、当該報告を確認していたところ、
- ・ 当該布団を含め自社で取り扱っている全商品について実施した抜き打ち検査により、実際には、当該布団にはカシミヤが用いられていないことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

⑤ 旅行業者Eが、自ら企画した募集型企画旅行（旅行業者があらかじめ旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの）を、自ら全国において運営する複数の店舗において一般消費者に提供するに当たり、当該旅行について、全店舗に設置したパンフレットにおいて、「豪華 松阪牛のすき焼きを食す旅」等と記載することにより、あたかも、当該旅行の行程中に提供される料理（すき焼き）が松坂牛を使用したものであるかのように示す表示をしていたものの、実際には、松坂牛ではない外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていた事案

当該事案において、旅行業者Eが、

- ・ 上記表示をする際に、当該旅行の行程における宿泊先であるホテルで提供されるすき焼きの食材について、ホテル運営事業者との間で当該旅行の宿泊客に対して松阪牛を使用したすき焼きを提供することを合意し、当該ホテル運営事業者を通じて松阪牛を納入する事業者から松阪牛の納入に関する証明書の提出を受けて確認していたところ、
- ・ 当該ホテル運営事業者の従業員からの申告を契機として、実際には

、当該ホテル運営事業者の独断ですき焼きに松阪牛以外の外国産の牛肉を使用したすき焼きが提供されていたことが明らかとなり、速やかに当該表示に係る課徴金対象行為をやめた場合

第6 規模基準

本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が150万円未満（課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額が5000万円未満）であるときは、課徴金の納付を命ずることができない（本法第8条第1項ただし書）。

なお、「その額」すなわち「課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令の定める方法により算定した売上額」に3%を乗じて得た額（本法第8条第1項本文により算定した課徴金額。算定方法について前記第4参照。）が150万円以上である場合、課徴金対象行為に該当する事実の報告や返金措置の実施による課徴金額の減額の結果、減額後の金額が150万円未満になったとしても、当該減額後の金額について、課徴金の納付を命ずることとなる。

<想定例>

事業者が行った課徴金対象行為について、本法第8条第1項の規定により算定した課徴金額が200万円である場合において、当該事業者が本法第9条の要件を満たす課徴金対象行為に該当する事実の報告を行い課徴金額から50%相当額が減額され、更に所定の要件を満たす返金措置の実施により課徴金額から50万円が減額されることとなったとき、当該事業者に対して、50万円（200万円－200万円×50%－50万円）の課徴金の納付を命ずることとなる。

〔本法〕

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第7 課徴金納付命令に関する不実証広告規制

消費者庁長官は、課徴金納付命令に関し、例えばダイエット効果を標ぼうする商品や器具等の効果や性能に関する表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があるときは、当該表示を行った事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示を優良誤認表示と推定する（本法第8条第3項）。

事業者は、自らが行った表示について本法第8条第3項の規定により優良誤認表示であると「推定」された場合には、資料提出期間経過後であっても、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す新しい資料を提出し、当該表示が優良誤認表示には該当しないことを主張することができる。

なお、合理的な根拠を示す資料の提出要求は、上記のとおり課徴金納付命令に関して行われる場合のほか、本法第7条第2項により、同条第1項による命令（措置命令）に関して行われる場合がある。かかる場合において、当該資料の提出要求を受けた事業者が当該資料を提出しないときは、消費者庁長官が当該表示について実際のものとは異なるものであること等の具体的な立証を行うまでもなく、当該表示は優良誤認表示とみなされる（本法第7条第2項）。

本法第7条第2項と本法第8条第3項は、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出の求めを受けた事業者が当該資料を提出しないときに、優良誤認表示であると「みなす」か「推定する」という効果の点において異なるが、その他は同様である。

このため、本法第8条第3項の適用についての考え方、「合理的な根拠」の判断基準及び表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出手続は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針」（平成15年10月28日公正取引委員会）と同様である。

[本法]

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、

当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一・二 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。